株式交付に関する事後開示書類

（会社法第 816 条の 10 第 1 項及び同法施行規則第 213 条の 9 に定める書面）

2026 年 10 月 26 日
株式会社三ッ星

2026 年 10 月 26 日

株式交付に係る事後開示書面

大阪府大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
株式会社三ッ星
代表取締役　羽生　忍

株式会社三ッ星（以下「当社」といいます。）は、2026年９月10日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2026年10月26日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、天進商事株式会社（以下「天進商事」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関し、会社法第 816 条の 10 第１項及び会社法施行規則第 213 条の９に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交付は、会社法第 816 条の４第１項に定める簡易株式交付に該当します。

記

１．株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第 213 条の９第１号）

2026 年 10 月 26 日

２．株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 213 条の９第２号）

(1) 会社法第 816 条の５の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 213 条の９第２号イ）

本株式交付は、会社法第 816 条の４第１項に定める簡易株式交付に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 816 条の６の規定による手続の経過（会社法施行規則第 213 条の９第２号ロ）

当社は、会社法第 816 条の６第３項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第２項に従い、2026 年 9 月 18 日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社である天進商事の商号及び住所を電子公告にて公告を行いました。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の４第１項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 816 条の８の規定による手続の経過（会社法施行規則第 213 条の９第２号ロ）

当社は、会社法第 816 条の８の規定に基づき、2026 年 9 月 18 日付の官報及び電子公告で公告を行いましたが、異議申述期限である同年 10 月 19 日までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

３．株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第 213 条の９第３号）

本株式交付に際して当社が譲り受けた天進商事の株式の数は、918 株です。

４．株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の９第４号及び第５号）

該当事項はありません。

５．上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の９第６号）

・当社は、会社法第 816 条の４第１項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の３第１項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の４第２項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。

・当社は、株式交付子会社である天進商事の株式の譲渡人との間で、本株式交付に関して、2026 年 10 月 26 日付で、会社法第 774 条の６に定める総数譲渡契約を締結いたしました。

・当社は、本株式交付により、株式交付子会社である天進商事の株式の譲渡人に対し、当社の普通株式 173,300 株及び金 150 百万円の金銭を割当て交付いたしました。

・本株式交付では資本金の額を増加せず、準備金の額については、会社計算規則第 39 条の２に従い、別途定めるものとしております。

以上